**社会福祉法人　サロベツ福祉会**

理事、監事、評議員選任規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、法人の定款に基づき、理事、監事、評議員の選任について必要な事項

　　　を定めるものとする。

（理事、監事）

第２条　定款第５条の理事及び監事は、次の各号に掲げる者のうちから選任するものとする。

　　　(1) 社会福祉事業に関心を持ち、この法人の趣旨に賛同する者

　　　(2) 社会福祉に関係する団体及び施設の長

　　　(3) 学識経験者

（評議員）

第３条　定款第１６条の評議員は、次の各号に掲げる者のうちから選任するものとする。

　　　(1) 社会福祉事業に関心を持ち、趣旨に賛同する者

　　　(2) 民生児童委員

　　　(3) 学識経験者

（選任の方法）

第４条　理事及び監事は、理事長、施設長で選出し、評議員会の同意を得て理事長が委嘱す

る。

　評議員は、理事長、施設長で選出し、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

附　　則

　　この規程は、平成１６年１０月１日より施行する。